第百五十三条　第二条の表百五十一の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ホ及び次号ホにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該申請を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ～ホ　［略］

二　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　略］

ロ　当該届出を行う者の保護者等に係る外国人生活保護実施関係情報

ハ～ホ　［略］

第百五十七条　第二条の表百五十五の項で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一　子ども・子育て支援法第十条の九第一項の妊婦給付認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る妊婦に係る次に掲げる情報

イ　戸籍関係情報

ロ　母子保健法第十五条の妊娠の届出に関する情報

ハ　子ども・子育て支援法第十条の十二第一項の妊婦支援給付金の支給に関する情報

二　子ども・子育て支援法第十条の十の妊婦給付認定の取消しに関する事務　当該取消しに係る妊婦給付認定者（同条に規定する妊婦給付認定者をいう。次号及び第四号において同じ。）に係る前号に掲げる情報

［三　略］

四　子ども・子育て支援法第十条の十三第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る妊婦給付認定者に係る第一号に掲げる情報

五　子ども・子育て支援法第二十条第一項の教育・保育給付認定に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ヲ　略］

ワ　当該教育・保育給付認定に係る教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

カ・ヨ　［略］

［六～十　略］

十一　子ども・子育て支援法第三十条の五第一項の施設等利用給付認定に関する事務　次に掲げる情報

［イ～ル　略］

ヲ　当該施設等利用給付認定に係る施設等利用給付認定子ども又は当該施設等利用給付認定子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人生活保護実施関係情報

［十二～十七　略］

第百五十三条　［同上］

一　高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金（同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ニ及び次号ニにおいて「就学支援金」という。）の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報

［イ　同上］

［新設］

ロ～ニ　［同上］

二　［同上］

［イ　同上］

［新設］

ロ～ニ　［同上］

第百五十七条　［同上］

一　子ども・子育て支援法第十条の九第一項の妊婦給付認定（同法第十条の九第二項に規定する妊婦給付認定をいう。次号において同じ。）の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請に係る妊婦に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［新設］

［新設］

二　子ども・子育て支援法第十条の十の妊婦給付認定の取消しに関する事務　当該取消しに係る妊婦給付認定者（同条に規定する妊婦給付認定者をいう。次号及び第四号において同じ。）に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

［三　同上］

四　子ども・子育て支援法第十条の十三第一項の届出に係る事実についての審査に関する事務　当該届出に係る妊婦給付認定者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報

五　［同上］

［イ～ヲ　同上］

［新設］

ワ・カ　［同上］

［六～十　同上］

十一　［同上］

［イ～ル　同上］

［新設］

［十二～十七　同上］